

社会福祉法人 いずみ
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 いずみ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等（報酬については報酬手取額）を支給するものとする。

- (1) 理事・監事の役員 報酬手取額（報酬額から源泉所得税を控除した残額）
 - (2) 評議員 報酬手取額（報酬額から源泉所得税を控除した残額）
- ただし、源泉所得税は乙欄に対する税額とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 個々の役員及び評議員に支給する報酬等は、別表1に定める報酬手取額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間80万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。
- 5 この法人の全評議員の報酬総額は、年間90万円以内とする
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は実費費用とする。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、実費費用を出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び費用は、出席又は必要の都度に支払うものとする。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は令和元年11月14日から施行する。

この規定は令和6年7月1日より改定する。

別表 1 (評議員の報酬手取額)

	日 額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

※ 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表 2 (理事・監事の報酬手取額)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

	日 額
理事会、評議員会等会議への出席	30,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。